

ブロック塀等の撤去補助制度を ご利用ください

危険なブロック塀等の撤去工事に要する費用の 一部に対する補助事業を実施します。

【補助金額】

限度額15万円

※工事費または工事を行うブロック塀の長さ× 1万円のいずれか低い額の3分の2以内

【補助対象】

・建築基準法上の道路または通学路に面する、道 路等の地盤面からの高さが80cmを超えるブロッ ク塀等で、安全基準に適合しないもの。

【その他】

- 補助金の交付決定前に契約や工事等の着手をし てしまうと補助の対象となりません。
- ・記載内容以外にも条件がありますので申請前に 必ず事前相談をお願いします。
- ・補助予定件数に達した場合、終了となります。 間都市整備課 (57)4161

木造住宅の耐震補助制度を ご利用ください

旧耐震基準で建てられた木造住宅の耐震診断、 補強計画と併せて行う耐震改修、耐震建替えに対 する補助事業を実施しています。

【補助金額】

〈耐震診断〉

〈耐震改修〉

補助限度額64,000円

(耐震診断費用の3分の2以内)

補助限度額100万円

(耐震改修工事費の5分の4以内)

〈耐震建替え〉

補助限度額100万円

(建替工事費(除却工事費含む)の5分の4以内)

【補助対象】

- ・昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で着工さ れた住宅
- ・木造2階建て以下の住宅(賃貸は除く)
- ・初めて補助対象住宅となる住宅

【その他】

- ・補助金の交付決定前に契約や工事等の着手をし てしまうと補助の対象となりません。
- ・記載内容以外にも条件がありますので申請前に 必ず事前相談をお願いします。
- ・補助予定件数に達した場合、終了となります。

間都市整備課 (57)4161

佐川野地区の一部において 建築規制が緩和されました

市街化調整区域では一定の立地基準を満たすも のでなければ、開発行為を行うことができません が、栃木県では「都市計画法に基づく開発行為の許 可の基準に関する条例」により、条例指定区域内に おいては、建築物等の用途を限定したうえで開発 行為を許可できることとしています。

野木町では、同条例で野渡地区の一部が既に区 域指定されていますが、令和3年3月26日に佐川 野地区の一部が区域指定されました。

【条例指定区域内では】

- ①誰でも第二種低層住居専用地域内で建築可能な 建築物(※)が建築できるようになります。
- ※第二種低層住居専用地域内で建築可能な建築物 ア 専用住宅
 - イ 兼用住宅(非住宅部分の床面積が50㎡以下 かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のも \mathcal{O})
 - ウ 共同住宅(アパート)、寄宿舎、下宿
 - エ 床面積150㎡以下の店舗(日用品販売店舗、 喫茶店、理髪店等のサービス業用店舗のみ、 2 階以下)
 - オ 床面積50㎡以下のパン屋、米屋、豆腐屋、 菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店 等の作業所(原動機の制限あり)
 - カ その他(図書館、学校(大学、各種学校等を 除く)、神社、寺院、教会、保育所、老人ホー ム、公衆浴場、診療所、床面積600m以下 の老人福祉センター・児童厚生施設、建築 物に附属するもの)
- ※敷地が建築基準法第42条第2項道路(建築基準 法施行以前に既に建築物が立ち並んでいた幅4 m未満の道路で県が指定した道路)にのみ接し ている場合は、県の運用で専用住宅のみの建築 が可能です。
- ②市街化調整区域のため、指定区域内で建築しよ うとする場合は、従来どおり基本的に開発許可、 建築許可が必要となり、農地の場合、農地転用 許可が必要となります。
- ※条例指定区域図については、町ホームページ および都市整備課窓口で閲覧できます。
- ※詳細は、町ホームページ(http:// www.town.nogi.lg.jp/page/page 003589.html) をご覧ください。



問都市整備課 Ⅲ(57)4161